

あいちスポーツコミッション公式マスコットキャラクター 「あいスポくん」の使用に関する要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、あいちスポーツコミッション(あいスポ)公式マスコットキャラクター「あいスポくん」(以下「あいスポくん」という。)のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。)及びロゴの使用について、必要な事項を定め、もってあいちスポーツコミッションのPR及び愛知県のスポーツを活かした地域振興等に寄与することを目的とする。

(使用に関する権利)

第2条 あいスポくんのイラスト(基本デザイン)は別図1、ロゴは別図2のとおりとする。

2 あいスポくんのイラスト及びロゴの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て愛知県に帰属する。

(使用に関する管理)

第3条 あいスポくんの管理は、あいちスポーツコミッション事務局長(以下「管理者」という。)が行うものとする。

(使用の申請)

第4条 あいスポくんを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に使用承認申請書(第1号様式)に関係書類を添えて管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道関係機関が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的に使用する場合。
- (2) 愛知県又はあいちスポーツコミッションが後援するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物の作成に使用する場合。
- (3) その他、管理者が認めた場合。

(使用の承認)

第5条 管理者は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認する場合は、使用承認通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の承認をする場合は、条件を付すことができる。

3 管理者は、第1項の規定による審査の結果、あいスポくんの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、使用不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) あいスポくんのイメージを損なうおそれがある場合
- (3) あいスポくんを使用することにより、誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (4) あいちスポーツコミッションの会員以外の者が、販売を目的として製造する物品に使用する場合
- (5) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用する場合
- (6) その他、あいスポくんの使用が適当でないと認められる場合

(使用期間)

第6条 あいスポくんの使用期間は、原則として2年間以内とする。

2 前項の使用期間満了後において、あいスポくんを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、「あいちスポーツコミッション公式マスコットキャラクターあいスポくん」又は「あいスポくん」と表記するか、別図2のロゴを表記すること。ただし、余白がない場合等、表記が困難な場合は管理者と協議のうえ、省略できるものとする。
- (4) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかに管理者に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けたあいスポくんの使用内容を変更しようとするときは、使用内容変更申請書（第4号様式）を管理者に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 管理者は、あいスポくんの使用内容の変更を承認する場合には、使用内容変更承認通知書（第5号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 3 管理者は、あいスポくんの使用内容の変更を承認しない場合には、使用内容変更不承認通知書（第6号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第7条の規定を準用する。

(承認の取消)

第9条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
 - (2) 第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき
 - (3) その他、管理者が取り消すことが適当と認めるとき
- 2 管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、使用承認取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。
 - 3 使用者は、第1項の規定により承認が取り消されたときは、使用物品の販売等を停止し、回収しなければならない。
 - 4 管理者は、第1項の規定による取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第10条 あいスポくんの使用料は、無償とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。